

令和元年度消費者庁行政事業レビュー外部有識者会合 議事要旨

日時：令和元年5月21日（月）10:00～11:30

場所：中央合同庁舎第4号館7階共用7-1会議室（719）

出席者：外部有識者 石堂 正信 公益財団法人交通協力会常務理事
佐藤 主光 一橋大学大学院経済学研究科・国際・公共政策大学院教授
左三川 郁子 一橋大学経済研究所准教授
田口 義明 名古屋経済大学名誉教授
竹内 啓博 公認会計士・税理士（竹内事務所）
山田 真哉 一般財団法人芸能文化会計財団理事長

議題：公開プロセス対象事業の選定について

概要： 公開プロセス対象事業候補である「消費者の財産被害に関する情報の集約・分析・対応経費」、「消費者行政新未来創造調査等経費」について、行政事業レビュー実施要領第2部3（1）①の規定に基づき、外部有識者から意見を聴取し、選定を行った結果、「消費者行政新未来創造調査等経費」を外部有識者会合として公開プロセスの対象とした。

なお、有識者からの主な指摘は以下のとおり。

- ・「消費者行政新未来創造調査等経費」について、シェアリングエコノミーの実証フィールドとして、民泊の実績が少ない徳島が対象となっているのはなぜか。
- ・「消費者行政新未来創造調査等経費」については、なぜ徳島で行う必要があるのかという観点から、徳島オフィスで実施されている他の事業との関連性も含めてレビューすべきではないか。
- ・「消費者行政新未来創造調査等経費」について、徳島で行われている事業の経費としてみるのか、シェアリングエコノミーの経費としてみるのか、明確にするべき。
- ・「消費者行政新未来創造調査等経費」について、令和2年度以降も継続する場合、どのような事業・メニューで要求するつもりでいるのか。
- ・「消費者行政新未来創造調査等経費」の経費をシェアリングエコノミーの実証実験の実施のために支出するに当たって、実証フィールドがなぜ徳島なのか。
- ・「消費者行政新未来創造調査等経費」について、若者の相談件数が減少しているにも関わらず、なぜパンフレット等の若者ニーズにそぐわない広報活動を予定しているのか。
- ・「消費者の財産被害に関する情報の集約・分析・対応経費」について、消費者問題に対する意識が低い消費者に向けた対応だけでなく、そうした意識が高い消費者に対する対応は今後どうしていくのか。
- ・「消費者の財産被害に関する情報の集約・分析・対応経費」において、消費者利益を侵害する悪質事業者に対しては、都道府県の消費生活条例でも同様の事業者名公表措置等が定められているが、消費者庁が注意喚起措置等を行うのはなぜか。また、対象事案は、都道府県が対象とする

ものとう違うのか。

【配布資料】

- 資料 1 議事次第
- 資料 2 行政事業レビュー有識者会合座席表
- 資料 3 行政事業レビュー公開プロセス委員一覧
- 資料 4 - 1 「消費者の財産被害に関する情報の集約・分析・対応経費」レビューシート
- 資料 4 - 2 **【補足資料】** 消費者の財産被害に関する情報の集約分析対応経費
- 資料 5 - 1 「消費者行政新未来創造調査等経費」レビューシート
- 資料 5 - 2 **【補足資料】** 消費者行政新未来創造調査等経費

参考資料 行政事業レビュー実施要領

以上